

社会福祉法人友愛の里  
役員の報酬等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人友愛の里（以下「法人」という。）の業務に従事する役員の報酬及び費用弁償について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員とは、法人の理事、監事をいう。

2 報酬は役員の職務遂行の対価をいう。

(報酬)

第3条 継続かつ定期的に就業する常勤役員等をおく場合は、役割や職務内容を総合的に勘案・評価し、次に定める基準額を評議員会にて決定し、支給する。

名 称	月額報酬	費用弁償
常勤役員	円	規程に定められた額

2 前項に該当しない非常勤役員が評議員会、理事会へ出席した時、その他法人業務に携わった時（以下「会議等」という。）の報酬は、1時間につき1,500円を支給する。また、会議等への出席に要する費用弁償は、1回の会議等につき2,000円とする。但し、交通費の実費が費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を支払うことができる。

3 施設の職員を兼ねる役員には支給しない。

(改正)

第4条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は平成29年4月1日より適用する。